## 「令和2年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

令和2年3月23日 茨城県保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室

県では、「令和2年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、令和2年2月14日(金)から令和2年3月14日(土)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度,寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約の うえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直 接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策 の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回,ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに,今 後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 実施状況

(1) 募集内容

「令和2年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

令和2年2月14日(金)から令和2年3月14日(土)まで

- (3)公表資料
  - ①「2019年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
  - ②「2019年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
  - ③参考資料 (用語集)
- (4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」

(URL: http://www.shoku.pref.ibaraki.jp)

(5) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

- (7) ご意見の提出状況
  - ①意見提出数 3件
  - ②意見等の数 10件

## 2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

| 区分         | ご意見の概要                          | 県の考え方                              |
|------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 全体に関すること   | この間の茨城県食品衛生監視指導計画(案)に対して提出され    | 「いばらき食の安全情報 Web Site」や「県政出前講座」等を活用 |
|            | た意見は、2019 年度の意見提出者も昨年に続き1団体でした。 | し、県民にわかりやすい情報を発信するよう努めているところです     |
|            | より多くの県民・食品関連業者の皆様に食の安全・安心の確保の   | が、今後は併せて SNS 等を活用し、県の取り組み等さらなる周知に取 |
|            | 取り組みおよび食品衛生監視指導計画を認識し関心を持ってい    | り組む予定です。                           |
|            | ただくためにも、引き続き更なる工夫をされますようお願いいた   | なお、今年度の監視指導計画に関する意見募集では、3団体からご     |
|            | します。                            | 意見をいただきました。                        |
| 1 趣旨       | ・特になし                           |                                    |
| 2 監視指導計画の  |                                 |                                    |
| 基本的事項      |                                 |                                    |
| (1)監視指導計画の | 「本計画は、水戸市を除く茨城県全域を対象としています。」    | 食品衛生監視指導計画の策定については中核市が実施する事務で      |
| 対象地域       | について、水戸市が中核都市に移行するにあたっての対応と存じ   | あるため、県の監視指導計画では水戸市を除きました。          |
|            | ますが、定期協議の場を設定するなど、緊密な連携を継続できる   | 水戸市の中核市移行後は、担当者会議、研修会等により情報共有す     |
|            | ような対応をお願いします。                   | る等、緊密に連携する予定です。                    |
| (5)監視指導・試験 | HACCPに沿った衛生管理が制度化されます。事業者へのこ    | いただいたご意見を受け、7 計画の実施状況の公表及びリスクコ     |
| 検査の実施に関する  | れまで以上の周知や啓発が求められると思います。さらに、消費   | ミュニケーションの推進(4)県民への食品衛生に関する情報の提供    |
| 基本的方向      | 者へも周知が求められますので、具体的な取り組み内容なども明   | において、「HACCPに沿った衛生管理の制度化について、食の安    |
|            | 示願います。                          | 全に係る意見交換会、食品衛生フェア等を活用し、消費者に対する周    |
|            |                                 | 知・啓発を行います。」と追加しました。                |
|            | いばらきHACCPは、認証シールなどをみて、消費者が商品    | また、いばらきハサップについては、HACCPに沿った衛生管理     |
|            | を選択するときの材料にしています。今後どのような扱いになる   | が制度化されたことを踏まえ、存続について検討中であり、認証マー    |
|            | のか、認証シールの扱い方ふくめ、消費者へも周知をお願いいた   | クの取扱いを含めた今後の方針について、決定次第、事業者、消費者    |
|            | します。                            | に周知する予定です。                         |

| 3 立入検査     | ・特になし                         |                                   |
|------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 4 食品等の試験検  | 輸入食品について、日欧EPAやTPPの発行に伴い、今後さ  | 輸入食品の安全性については、食品衛生法の改正により、食肉等の    |
| 查          | らに輸入食品が増加する傾向にあります。国に対して輸入食品の | 食品のHACCPに基づく衛生管理や、乳製品・水産食品の衛生証明書の |
|            | 安全性確保の取り組みを一層充実、強化することを要望していた | 添付が輸入要件にされる等、安全性確保の取り組みが強化されており   |
|            | だくことに加え、茨城県内に流通している輸入食品の収去検査も | ます。                               |
|            | 引き続きつよめてほしいと考えます。             | また、県においては、引き続き国における検疫対策や輸入食品の違    |
|            |                               | 反事例件数等を注視しながら,県内流通する輸入食品の監視に努めた   |
|            |                               | いと考えております。                        |
| 5 重点監視指導項  |                               |                                   |
| 目          |                               |                                   |
| (2)製造段階,加工 | 地域活性化と取り組みなどと合わせてジビエを目にする機会   | ジビエについては、食品等事業者に「野生鳥獣肉の衛生管理に関す    |
| 段階及び調理段階に  | が徐々に増えておりますが、消費者にとっては安全性に対する不 | る指針 (ガイドライン)」に基づき、衛生管理の指導を徹底するとと  |
| おける重点監視指導  | 安感があります。事業者へのガイドラインに基づく提供を徹底す | もに、消費者に対しては、リスクコミュニケーションや衛生講習会を   |
| 項目         | るとともに、消費者が安心して選択出来ることを支援出来る制度 | 通じて食中毒菌、寄生虫、E型肝炎ウイルスによるリスク、中心部ま   |
|            | などの検討をお願いします。                 | での十分な加熱の必要性等について、普及・啓発を図ることとしてお   |
|            |                               | ります。                              |
| 6 食品表示の適正  | ・特になし                         |                                   |
| 化の推進       |                               |                                   |
| 7 計画の実施状況  |                               |                                   |
| の公表及びリスクコ  |                               |                                   |
| ミュニケーションの  |                               |                                   |
| 推進         |                               |                                   |
| (3)食品衛生に関す | 保健所等が主催する意見交換会や食の安全に関する意見交換   | リスクコミュニケーションに関する情報提供については、いばらき    |
| るリスクコミュニケ  | 会など、県のホームページにも、開催のお知らせについて載って | 食の安全ウェブサイトを活用し、わかりやすい情報発信に努めるとと   |

| ーション       | おりますが、開催目的や講演内容など、もうすこしわかりやすい  | もに、必要に応じて開催結果についても情報提供したいと考えており |
|------------|--------------------------------|---------------------------------|
|            | 情報提供をお願いいたします。また、開催結果などものせ、参加  | ます。                             |
|            | されなかった方にも情報がわたるよう工夫されるよう要望いた   |                                 |
|            | します。                           |                                 |
| (4)県民への食品衛 | (4)県民への食品衛生に関する情報の提供のなかで、ウ、ジビ  | 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」について  |
| 生に関する情報の提  | エについてふれられていますが、野生鳥獣肉の衛生管理に関する  | は、県内関係部局と連携し、県民への周知に努めます。       |
| 供          | 指針(ガイドライン)についても、周知されることを望みます。  |                                 |
| (5)食品関係団体等 | 消費者が自らの判断で商品を選ぶ力をつけるためにも、食品    | 各団体が開催する食品衛生に関するリスクコミュニケーション等   |
| への食品衛生に関す  | 衛生に関するリスクコミュニケーションに参加する機会が身近   | については、依頼等に基づき保健所の職員等を派遣いたします。   |
| る情報提供      | にあることが大切だと思い、当団体でも機会を広げていきたいと  | なお、茨城県では、「県西出前講座」として県が重点的に取り組ん  |
|            | 考えます。どのようにすれば県の支援を受けることが出来るの   | でいる事業や施策について、県の職員が集会や職場などにお伺いして |
|            | か、より分かりやすくご案内いただけるよう要望します。     | 説明しております。                       |
|            |                                | 詳しくは、茨城県ホームページをご覧ください。          |
| 8 一斉取締り    | ・特になし                          |                                 |
| 9 違反を発見した  | <ul><li>・特になし</li></ul>        |                                 |
| 場合の対応      | ・行になり                          |                                 |
| 10 食中毒等健康被 | <ul><li>特になし</li></ul>         |                                 |
| 害発生時の対応    | - 14になり                        |                                 |
| 11 食品等事業者に |                                |                                 |
| 対する自主的な衛生  |                                |                                 |
| 管理の指導      |                                |                                 |
| (6) HACCP  | 「(6) HACCP」の項目については、概要編における項目の | いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。           |
|            | 表記「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化の周知  |                                 |
|            | 及びその導入の支援」に一致させた方が、理解しやすいものと考  |                                 |

|             | えます。                          |                                 |
|-------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 12 食品衛生に係る人 | ・特になし                         |                                 |
| 材の養成及び資質の   |                               |                                 |
| 向上          |                               |                                 |
| その他         | 茨城県では毎年7~8月を食中毒予防月間として、消費者への  | 食中毒予防月間については、厚生労働省で「8月」と定める「食品  |
|             | 啓発や事業者への指導等行われていますが、温暖化に伴う期間の | 衛生月間」を「7月及び8月」の2ヶ月に延長して実施しているもの |
|             | 見直しや消費者・事業者への啓発・監視指導を強めていただきた | です。                             |
|             | いと考えます。                       |                                 |